企画提案書作成要領

1 提出書類

- (1) 企画提案は、1提案者につき1提案とすることとし、令和7年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託 業務企画提案書(様式1)及び以下の添付書類(以下合わせて「提案書」という。)を提出すること。 〈添付資料〉
 - ア 別紙1「業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)4に定める業務を実施するために必要な 事業計画書(以下「事業計画書」という。)
 - イ 事業の実施体制を明らかにする書類
 - ウ 成果物の見本
 - エ 業務の実施に係る費用一式の明細を算出し、その経費を記載した見積書
 - オ 会社・団体等概要及び事業実績(様式2)
 - カ 個人情報の管理に係る申告書(様式3)
- (2) 提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 事業計画書については、仕様書4の業務を実施するに当たっての方針(全体のコンセプト)、企画構成内容を明確に記載すること。
 - イ 見積書については、下記の注意事項に従った見積書を作成すること。
 - (ア) 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
 - (イ) 見積書は、経費内訳が分かる内容であること。
 - (ウ) 見積に当たっては、見積額は契約希望金額(消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とし、併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 提案書の提出

- (1) 提出部数:正本1部、副本5部。
- (2) 提出規格: A4版縦 (A3版の折込可)
- (3) 提出方法:以下の提出先に持参又は郵便の方法により提出すること。

なお、郵便による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

【提出先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

電話 0857-26-7165 ファクシミリ 0857-26-8168 電子メール iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

- (4) 提出期限: 令和7年3月14日(金)午後5時15分(ただし、郵送による場合は同日午後5時15分までに到着したものに限る。)
- (5) 経費負担:提案書の作成・提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- 3 企画提案書等の作成に関する質疑応答
 - (1) 疑義の受付

企画提案書等に関し、質問がある場合は、令和7年2月20日(木)から同年2月28日(金)午後5時までの間に、2の(3)の提出先に、書面又は電子メールにて提出すること。(様式は任意)また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(2) 疑義に対する回答

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、インターネットの鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページ (http://www.pref.tottori.lg.jp/iryoushidou/) に掲載することにより、令和7年3月4日 (火) までに回答するものとする。